

農林水産試験研究課題外部評価検討会議運営要領

(趣旨)

- 第1 試験研究課題の設定に対し、多角的、客観的意見を取り入れ、必要な改善につなげるため、外部の第三者による評価（以下、外部評価という）を導入することとする。

(実施主体)

- 第2 島根県農林水産技術会議

(実施対象)

- 第3 農林水産部の各試験研究機関（農業技術センター、畜産技術センター、水産技術センター、畜産課家畜病性鑑定室）及び中山間地域研究センター農林技術部の新規研究課題とする。

(実施体制)

- 第4 有識者及び農林水産部以外の県職員で構成する研究課題外部評価検討会議（以下「外部評価検討会議」という）を設置し、運営する。
- 委員は、農林水産部以外の県職員、研究プロジェクト管理・進行の経験者、学識経験者等から、県民ニーズ、産学官連携、流通販売及び費用対効果等の視点で7名以内を選考、依頼する。
 - 委員の任期は2年間とし、農林水産部長が委嘱する。
 - 委員の再任は妨げない。
 - 事務局は農林水産総務課に置く。

(実施方法・内容)

- 第5 外部評価検討会議の開催時期

専門分科会開催後速やかに開催するものとする。

2 評価の実施

外部評価委員は、各専門分科会が作成した「新規研究課題調書（農林水産試験研究課題設定及び評価要領に定める様式2）」の内容について、質疑がある場合は、事前に「外部評価事前質疑表（様式外-1）」を提出する。その後、担当者から説明を受けた後、質疑応答及び研究課題の評価を行い、改善意見を研究計画に付け加える。

(1) 評価項目

対象課題の必要性・緊急性、目標達成の可能性及び期待される効果について評価する。

(2) 評価結果の取りまとめ

評価結果は「研究課題外部評価表」(様式外-2)により取りまとめ、事務局は専門分科会に評価結果を通知する。

3 評価結果の公表

外部評価の結果は、原則として公表する。

(守秘義務)

第6 外部評価委員は、評価により知り得た情報について、外部に漏らしたり、自身の研究に利用してはならない。

(その他)

第7 その他必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、2019年4月1日から施行する。